

令和元年6月25日招集

第6回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和元年第6回狭山市農業委員会総会

令和元年6月25日(火曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動について
 - (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告・協議事項
 - (1) 「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」
「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について
 - (2) 農用地利用集積計画案について
 - (3) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (4) その他
- 5 閉会 午後3時30分

本日の出席農業委員 12名

1番 宇佐美日出夫	2番 宮岡利治	3番 諸口秀敏
4番 古谷博	5番 細田幸司	6番 小林一洋
7番 落合房子	8番 (欠番)	9番 久保田慎一
10番 小野田敏枝	11番	12番 浅見誠次
13番 田口由一	14番 小口英吉	

(本日の欠席委員 1名) 荒井英郎

本日の出席推進委員 7名

粕谷紀仁	仲川知範	山下真司	
渡邊隆夫	平本洋章	小谷野義則	松村享子

(本日の欠席推進委員 0名)

職務のため出席した事務局職員

局長 加藤信二	主幹 松尾直人	主任 藤田仁実
---------	---------	---------

事務局 定時になりましたので、これより第6回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・資料1 総会議案書
- ・資料2 申請地位置図、公図、土地利用計画図
- ・資料3 農用地利用集積計画（案）

席上に配付しました、

- ・資料4-1、2、3 農地法第3条、4条、5条の規定による届出について
- ・資料5 令和元年度 追跡調査日程表（案）
地区ごとの該当筆一覧
- ・資料6 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
- ・資料7 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）
- ・農業新聞記事

となります。宜しいでしょうか。

また、本日の総会終了後、20～30分程度、研修を行う予定ですので、よろしく願います。

局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第6回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。

最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会長 (会長の挨拶)

局長 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議長 只今から、第6回狭山市農業委員会総会を開催します。

なお、議席番号11番 荒井委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署

名人を選任します。

今回は、議席番号7番 落合委員と9番 久保田委員にお願いします。

これより議案の審議を行います。

議案第1号「農地利用の最適化に係る活動について」を議題とします。

農地利用の最適化に係る活動状況については、各地区の推進委員から報告をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、入間川地区の粕谷委員さん。

粕谷委員
議 長
仲川委員

草を刈れていない農地があるので、管理をお願いしようと思います。

ありがとうございました。次に入曽地区仲川推進委員、お願いします。

農業委員会から通知を出していた荒地調査について回りました。改善の意思がない農地が大体でした。利用意向調査の中で改善の意思があるところはきれいに整地されていました。県の許可相当ということで、北入曽の入間野小学校前のところでソーラーパネルを建て、事業完了が6月30日を予定しておりますが、隣が畑で全く手がつけられていないので、どういうことになっているのか気になります。

議 長
山下委員

ありがとうございました。続いて堀兼地区山下推進委員に報告願います。

先月の総会の次の日に、小谷野委員とねぎの作付をしている農業者を連れて柏原の一町五反の畑に行き、その畑を借りる話がまとまりました。同じく、智光山公園のテニスコートの近くの畑2つは断りました。堀向の畑で借り手が見つからないかという話があり、2ヶ月借り手を探しましたが、灌水も入っておらず、何年も遊休農地のため見つかりませんでしたので、依頼者にその報告に伺いました。

議 長
平本委員

ありがとうございました。続いて奥富地区平本推進委員に報告願います。

地元の若手の方で、お父さんが亡くなったが継続で農業をやりたいとのことで、土地を増やして借りる場所があれば、とのとことで、農協のほうに集積農地があるかどうか問い合わせしました。今の奥富は中心が80歳超えの状況なので経営委譲がうまくなされていません。将来につながるような体制を作りたい希望があります。

議 長
小谷野委員

ありがとうございました。次に柏原地区小谷野推進委員、お願いします。

利用権設定のほうでは山下委員のほうからご報告ありましたとおりです。草も伸びてきましたので、本腰入れて見回りをしたいと思います。

議 長
松村委員

ありがとうございました。次に水富地区松村推進委員、お願いします。

笹井地区に花き栽培しているところが2件あり、土地をもう少し借りたいということで動きました。1件は貸し手が決まり、もう1件は申請中で、話しがまとまりそうです。新しく草畑が見えてきたので草のチェックを行いたいと思いま

す。近所の畑に重機が入って深い穴を掘って、ダンプで土を運んでいるのが気になっています。以上です。

議長 ありがとうございます。次に渡邊推進委員、お願いします。

渡邊委員 草の巡回で見つけたのが3つ、1つは中にかぼちゃがあるとのことでした。残りは地主はわかったが、使用されている方にはお会いできていません。草を退治してくれれば借りてもいいというところがあり、片付け費用の補助があれば口説きやすいと思いました。土地売買で買っていいという話がありましたのでそれは事務局に手紙を出していただいています。大野推進委員から引き継いだ、売りたいという希望があり、買い手のほうも推測がついたので交渉は農協で、土地売買でお任せしたいと思います。

議長 ありがとうございます。報告が終わりましたが、農業委員からご質問はございますか。

宮岡職務代理 入曾のソーラーパネルの件については、7月31日に追跡調査をするので、そこで状況判断したいと思います。

議長 他にご質問はございますか。

なければ、松村委員からお話がありました、農地に重機が入っている案件について、事務局よりお願いします。

事務局 まず、場所を確認させてください。一般論として、農地改良については、基本的には一反未満でかつ1ヶ月以内で工事が終わるものについては届出でよいとなっています。それ以上は許可が必要なので総会にかける案件となっています。その方法についても、決まりがあります。今回の案件につきましても、今の段階ではわからないので、場所等がわかり次第、適切に指導していきたいと思います。

落合委員 今の話と似ている案件で、中新田の面積は四反の土地ですが、土を転換するので最初の一反のときは許可をいただき、着工して、次の一反のときに許可を得ないでやってしまった。天地返しで山になっている様子が、ガラを入れているのではないかと事務局とトラブルになり途中で頓挫し、天地返しのまま山になった所に草が生えてきてしまった。耕すか除草剤をかけるかで話しをした。何度も事務局にお願いしたが、却下、却下で話が進まない、とのこと。使えない土地をどういうふうにしたら使えるかを親切にしてあげたほうが将来的にいいと思う。土地が有効に使えるように農業委員会が話を持って行ってあげるのが役目だと思うのですがいかが思いますか。

事務局 農業委員会は農地の代表機関なので、農家に顔をむけているべきと思っています。

ところが、却下、却下と言われているからには、何か理由があって、何も指導をしていない訳ではない。確認をしていく段階で、何かあったと思われます。何も理由なく門前払いということはないと思っています。ただ、両者の理解の差異が生じているのが問題だと思いますのでわかりやすく指導していくよう努めます。

事務局 農地改良が許可制、届出制になった経緯には、昔、悪い業者がいて、ガラを埋

めたり、山にしてしまったりしたので、農家を守るために作られたルールと聞いております。

議長 話し合っていて、申請が出れば許可案件相当と思われるので、感情のもつれをほぐしていただきたいです。

報告が終わりましたが、農業委員からほかに質疑はございますか。

無いようですので、活動報告は、承認いただいたものとしたします。今後、総会開催時に報告を求めますので、推進委員の方は、よろしくお願いします。

次に、議案第2号「農地法第3条項の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番については、議席番号9番 久保田委員に直接関連する案件なので、久保田委員は、農業委員会法第31条の規定により参加できません。しばらく退席をお願いします。

(久保田委員退席)

それでは、整理番号1番の説明についてですが、柏原地区担当委員の審査結果報告を事務局が代読してください。

事務局 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字宮原2260番地の3他1筆、地目は畑、地積は1,001㎡です。現在は耕起中となっています。許可後は永年作物の作付けを予定しています。

譲受人は、狭山市に居住する農業者で、総耕作面積は、18,017.63㎡です。

その内訳としましては、所有面積で田が5,061.17㎡、畑が、12,956.46㎡となります。

根拠法令といたしまして、

法3条第2項第1号 全農地を効率的に耕作している 該当します

〃 第2号 農地所有適格法人以外の法人の権利取得ではない 該当します

〃 第3号 信託引受による権利取得ではない 該当します

〃 第4号 権利取得後も農業に常時従事する 該当します

〃 第5号 申請農地を入れて、50a以上取得している 該当します

〃 第6号 所有権以外の権利に基づく申請ではない 該当します

〃 第7号 周辺地域農業に支障がでない 該当します

以上のことから、本件は許可相当と判断いたしましたが、審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を許可とします。

(久保田委員自席へ戻る)

次に整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

古谷委員

議案番号2整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字上広瀬字上ノ原1390番、地目は畑、地積は4,917㎡です。現在は路地野菜の作付けとなっています。許可後は路地野菜の作付けを予定しています。

譲受人は、狭山市大字上広瀬に居住する農業者で、総耕作面積は、18,380㎡です。その内訳としましては、所有面積で畑が18,380㎡となります。根拠法令といたしまして、

法3条第2項第1号 全農地を効率的に耕作している 該当します

〃 第2号 農地所有適格法人以外の法人の権利取得ではない
該当します

〃 第3号 信託引受による権利取得ではない 該当します

〃 第4号 権利取得後も農業に常時従事する 該当します

〃 第5号 申請農地を入れて、50a以上取得している 該当します

〃 第6号 所有権以外の権利に基づく申請ではない 該当します

〃 第7号 周辺地域農業に支障がでない 該当します

以上のことから、本件は許可相当と判断いたしました。審議のほど、よろしく
お願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を許可とします。

次に、議案第3号「農地法第5条項の規定による許可申請について」を議題と
します。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

小野田委員

議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字出口318番11他1筆、地目は畑、地積は394㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10 ha 以上の集団性がある いいえ
- ・ 500 m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる はい
上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし
- ・ 駅、インターチェンジから300 m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。転用目的は、住宅敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性 適
- ・ 緊急性 適
- ・ 周辺農地への影響 なし
- ・ 代替性 適
- ・ 目的実現性 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条第12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を許可相当とし、県に提出します。

整理番号2、3、4番については、関連がありますので、一括審議とします。
担当委員の説明を求めます。

田口委員 議案番号3整理番号2、3、4について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字上赤坂字霞ノ丘44番1ほか6筆、地目は畑、地積は5,950.57㎡です。
農地区分につきましては、農振農用地です。

現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は東京都中央区で電気の事業を行っている法人です。転用目的は、鉄塔建替に伴う資財置場です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性 適
- ・緊急性 適
- ・周辺農地への影響 なし
- ・目的実現性 適
- ・復旧の確実性 あり

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を許可相当とし、県に提出します。

次に、協議・報告事項に移ります。(1)「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」等について、事務局の説明を求めます。

事務局 資料6の説明

- ・点検、評価…平成30年度の計画に基づき活動した結果。

資料7の説明

- ・活動計画…指針に基づき、令和元年度の活動計画を定めたものです。

農業委員会事務の情報をインターネット等で公表することが法定化されています。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

この内容につきましては、事務局においてインターネット等で公表してください。

次に(2)農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明を求めます。

事務局 資料3の説明

- ・受け人についての内容として、経営改善計画認定日(認定農業者になった日)を説明する。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。
整理番号1～3番について、賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。

この結果につきましては、事務局において市に報告してください。

次に（3）農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、事務局から説明を求めます。

事務局 資料4－1、2、3の説明
議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。

質疑は無いようですので、次に（4）その他について、事務局からなにかありますか。

事務局 （資料5 追跡調査について）
昨年度、許可となった3、4、5条の案件の現地確認です。期日は、公用車の確保の都合から決定しましたが、都合が合わない場合は、地区で協議の上、事務局に報告をお願いします。

事務局 （農業新聞記事）
今後の活動の参考にしてください。
議長 （懇親会） 8/26（月）鳳鳴閣を予定しています。
説明が終わりました。
質疑を受け付けます。

質疑は無いようですので、これをもちまして、第6回狭山市農業委員会総会を終了します。

ご協力ありがとうございました。

休憩をはさみ、この後20～30分程度研修を行いますのでよろしくお願ひします。